太田市議会議長賞交付承認に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国、地方公共団体、民間団体等（以下「主催者」という。）が行う事業に対する太田市議会議長賞（以下「議長賞」という。）交付承認に関し必要な事項を定めるものとする。

（承認の基準）

第２条　主催者は、議長賞の交付を受けようとする場合は、あらかじめ議長賞の申請に係る事業において、太田市の共催、後援、推薦又は協賛の名義（以下「共催名義等」という。）もしくは、太田市議会の後援、推薦、又は協賛の名義（以下「後援名義等」という）いずれかの名義使用の承認を受けなければならない。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りではない。

（議長賞の内容）

第３条　議長賞は、１事業につき１件とし、賞状の贈呈をもって行うものとする。この場合において、贈呈する賞状は、議会事務局所定の賞状を用いるものとする。

２　前項に規定するもののほか、議長賞として賞品を贈呈することができる。この場合において、贈呈する賞品の数は、議長賞１件につき１品とする。

３　前２項の規定にかかわらず、主催者から議長賞の贈呈について次に掲げる依頼があったときは、議長は、事業の目的、内容、規模等を勘案し、贈呈する賞状又は賞品を決定するものとする。

（１）１事業につき２件以上の議長賞の贈呈を受けたい旨の依頼

（２）議長賞の賞品を持ち回りする等、議長賞を継続的に使用したい旨の依頼

（３）主催者側で用意した賞品を議長賞としたい旨の依頼

（４）賞品の金額は 5,000 円を限度とし、金券で交付する。

（申請の手続き）

第４条　議長賞の交付を受けようとする主催者は、太田市議会議長賞交付申請書（様式第１号）及び太田市の共催名義等使用承認通知書もしくは、太田市議会の後援名義等使用承認通知書の写しを議長に提出しなければならない。

（議長賞の承認）

第５条　議長は、前条の申請書を受理したときは、当該事業に係る議長賞交付の可否について審査

し、その結果を太田市議会議長賞交付決定通知書（様式第２号）により、１０日以内に主催者に回答するものとする。

（承認の取消し等）

第６条　議長は、議長賞交付を承認された事業が、承認後、計画等の変更により共催名義等及び後援名義等の使用承認を取り消された場合は、議長賞交付承認を取り消すことができる。

２　主催者は、事業の実施に当たり、議長賞として贈呈する賞状又は賞品を事前に受領している場合において、当該事業を実施しなかったとき、又は承認を取り消されたときは、遅滞なく当該賞状又は賞品を議長に返還しなければならない。

（事務処理）

第７条　議長賞交付承認等の事務は、議会事務局で行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年３月１日から施行する。